

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 上田 清司 君

問1（対大臣）. フリーランスとの取引は広範な業種で行われていると考えられるところ、政府として、フリーランスとの取引に共通する事項について、最低限の契約内容を含むモデルを示してはどうか。

1. 令和3年3月に作成・公表した「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」においては、問題が生じやすい事項の未然防止を目的として、業種横断的な契約書のひな形例を提示している。引き続き、このガイドラインの周知活動に力を入れてまいりたい。
2. これに加えて、各業種における取引慣行は、それぞれの業種において異なるものと考えられることから、本法案が成立した場合には、その施行の状況等を分析し、業種別の課題等の把握にも努めることとしたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考1) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等)

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

- 2 業務委託事業者は、前項の規定により同項に規定する事項を電磁的方法により明示した場合において、特定受託事業者から当該事項を記載した書面の交付を求められたときは、遅滞なく、公正取引委員会規則で定めるところにより、これを交付しなければならない。ただし、特定受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合として公正取引委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(参考2) 「フリーランスとして安心して働く環境を整備するためのガイドライン」に基づく契約書のひな形例

<別添>本ガイドラインに基づく契約書のひな型例について

契約書

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容 ※1

(1) XXXXXX

※2 知的財産権が発注内容に含まれる場合

(2) 規格・仕様

※3

別に資料あり ()

(3) 納入方法・納入場所 ※4

()

2. 納期等

(1) 納期 XX年XX月XX日 ※5

(2) 検査完了日 XX年XX月XX日

3. 報酬の額

・金〇〇〇円（消費税等別） ※6

※ 諸経費は、甲の負担とする。

※ 中途で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

4. 支払期日 ※7

一括払い

本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

分割払い

① 対価の____% 契約締結日の属する月の翌月末日 / XX年XX月XX日

② 対価の____% XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日 / XX年XX月XX日

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項

XXXX年XX月XX日

甲 東京都千代田区XXX1-2-3
○○株式会社
代表取締役 ○○ ○○

乙 東京都千代田区XXX4-5-6
△△ △△

契約書（サンプル）

甲及び乙は、甲が乙に対し、以下の業務を依頼するにあたり、次のとおり契約を締結する。

1. 発注内容

(1) ・雑誌「YYYY」に掲載する*****に関するコラムのための原稿の執筆

(2) 規格・仕様

掲載媒体：雑誌「YYYY」

分量：3,000字以上5,000字以内

タイトル：15字以内

修正指示：2回まで（1回あたり金1,000円（消費税等除く））

別に資料あり（「執筆要項」（2020年6月改定版のもの））

(3) 納入方法

納品形式：.wordファイル形式

納品方法：甲が指定する電子メールアドレスに添付し送信する方法による

2. 納期等

(1) 納期 2021年2月28日

（第1回〆切：2020年12月31日、第2回〆切：2021年1月31日）

(2) 検査完了日 2021年3月15日

3. 報酬の額

・金50,000円（消費税等別）

・著作権を甲に譲渡する場合は、著作権に関する対価として、別途金15,000円

※諸経費は、甲の負担とする。

※中途で終了した場合でも、実施割合・機能に相当する報酬を支払う。

4. 支払期日

一括払い

~~本業務の遂行が完了した月の翌月末日／~~ 2021年3月31日

分割払い

① 対価の____% 契約締結日の属する月の翌月末日／ XX年XX月XX日

② 対価の____% XX年XX月XX日

③ 残額 本業務の遂行が完了した月の翌月末日／ XX年XX月XX日

5. 支払方法

乙が指定する金融機関口座に振り込み支払う。振込手数料は、甲の負担とする。

6. その他特記事項

2020年12月1日

甲 東京都千代田区XXX1-2-3
OO出版株式会社
代表取締役 OO OO

乙 東京都千代田区XXX4-5-6
△△ △△

※1 発注の内容・規格について

- ・委託された業務の内容は様々。
- ・発注の内容には、注文品や作業の内容が十分理解できるよう、できる限り具体的に記載する。以下一例として挙げる。

例1：製造加工

(1) PS-Iの製作

(2) 規格・仕様

型式：PS-I

数量：1

製品番号：570863-2

✓ 別に資料あり（図面番号 IE-PS-122102、検査事項表）

(3) 納入方法

(○○○株式会社 東京営業所(東京都XXXXXX-2-3) 3号棟)

例2：原稿作成

(1) 発注内容

- ・甲が運営するWEBメディアXXに掲載する〇〇に関する原稿の作成
- ・前号に伴う取材、写真撮影、画像データの提供、その他付帯する業務

(2) 規格・仕様

使用媒体：WEBメディアXX

分量：・キャッチコピー 1本 (XX字以内)

・小見出し 2本 (各 XX字以内)

・本文 (3,000字以上 5,000字以内)

納品形式：.word ファイル形式

納品方法：甲が指定する電子メールアドレスに添付する方法による

修正指示：〇回まで (1回あたり金〇〇円 (消費税等除く))

例3：イラストの作成

(1) 発注内容

- ・甲が提供するXXソーシャルゲームに利用するイラストの作成

(2) 規格・仕様

使用媒体：XXXのポスター (〇〇枚掲出)、WEBサイト「XXX」への掲載

数量：

納品形式：.psd ファイル形式 (〇〇dpi)

ラフスケッチ (下書き) 提出後のリティク：〇回まで (1回あたり金〇〇円 (消費税等除く))

(3) 納品方法

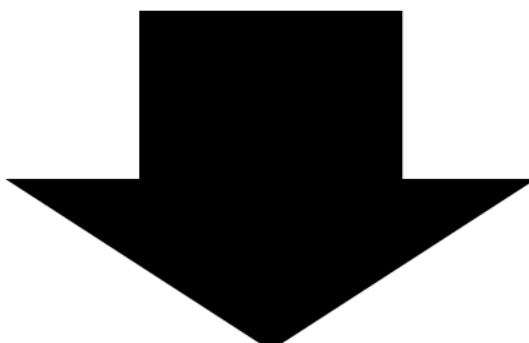
ラフスケッチを確認の上、本制作に取り掛かる。納品は、本目的物のデータが記録されたCD-ROMを郵送する方法による

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 上田 清司 君

問2(対大臣) フリーランスが不当な不利益を受けないようにするために、本法案について発注者側に周知することに加え、受注者側であるフリーランスから、不当な不利益を被っているという情報をしっかりと収集すべきである。そのような情報をどのように入手し、本法案の実効性をいかに確保するつもりか。

1. 本法案の適切な執行に向けては、議員ご指摘のとおり、本法案の趣旨や内容について、フリーランス、発注事業者の双方に十分に周知することが重要である。
2. このため、事業者団体等を通じた周知や動画配信、各種説明会の実施、パンフレットの配布、関係省庁のウェブサイトやSNSへの掲載など、様々な方法で、しっかりと周知活動をしていきたい。
3. 本法案では、特定受託事業者は、違反事実がある場合には公正取引委員会等に対して、その旨を申し出て、適当な措置を取るべきことを求めることができることとしている。(第6条第1項、第17条第1項)



4. 議員ご指摘のとおり、被疑情報を収集するとともに、その是正を図るため、
- ・ 本法案第6条第3項及び第17条第3項においては、特定受託事業者が公正取引委員会等に申告したことを理由として、取引停止などの不利益な取扱い（報復措置）をすることを禁止するほか、
 - ・ 今後、フリーランス・トラブル110番へ相談を行った方々が、よりスマートに各省庁委の窓口に申告を行うことができるよう、フリーランス・トラブル110番の体制整備を図ることにより、フリーランスが安心して相談できる環境を整えていく予定である。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

(申出等)

第六条 業務委託事業者から業務委託を受ける特定受託事業者は、この章の規定に違反する事実がある場合には、公正取引委員会又は中小企業庁長官に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 2 公正取引委員会又は中小企業庁長官は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるとときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。
- 3 業務委託事業者は、特定受託事業者が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該特定受託事業者に対し、取引の数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(対後藤大臣)

4月27日 参・内閣委 上田 清司 君

問3(対大臣) 本法案の実効性を確保するためには、原材料調達経費や安全衛生経費等の額や範囲も含め、フリーランスの報酬について、発注者とフリーランスがよく協議を行う機会が必要ではないか。

1. 原材料調達経費や安全衛生経費等の経費を、報酬額に含めないこと自体は、直ちに本法案の規定に違反するものではない。
2. ただし、報酬額の交渉時に、フリーランスから、必要とされる経費を勘案した上で報酬額を定めるよう求められたにもかかわらず、発注事業者が、十分な協議をすることなく、通常支払われる対価と比較して著しく低い額の報酬の額を一方的に定めたような場合には、本法案第5条第1項第4号で禁止する「買いたたき」に該当し、勧告等の対象となり得る。
3. このため、買いたたきに関する考え方をガイドラインなどで明らかにし、しっかりと関係者に周知とともに、本法案を適切に執行することで、発注事業者がフリーランスと報酬について協議していくことを後押ししてまいりたい。

答弁作成責任者：内閣官房新しい資本主義実現本部事務局

フリーランス取引適正化法制準備室 企画官 岡田 博己

連絡先：役所 [REDACTED] (内線：[REDACTED]) 携帯 [REDACTED]

(参考) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律案

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

- 一 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の受領を拒むこと。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。
- 三 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付を受領した後、特定受託事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

四 特定受託事業者の給付の内容と同種又は類似の内容の給付に対し通常支払われる対価に比し著しく低い報酬の額を不当に定めること。

五 特定受託事業者の給付の内容を均質にし、又はその改善を図るために必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

2 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、次に掲げる行為をすることによって、特定受託事業者の利益を不当に害してはならない。

- 一 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。
- 二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、特定受託事業者の給付の内容を変更させ、又は特定受託事業者の給付を受領した後（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた後）に給付をやり直させること。